

第2章 土地利用

① 土地利用

土地は、現在及び将来においても限られた資源であり、有効かつ効率的に配分していくことが都市計画の基本です。無秩序にいろいろな用途の建物が建築されたのでは、都市は混乱しお互いに迷惑をかけ、都市施設の整備も非効率になります。そこで、人口・産業の集中や市街地の無秩序な拡大を防止し、機能的な都市形成や快適な都市生活を実現していくために、土地利用の計画をたて、適正な規制によって開発行為や建築行為を計画的に誘導します。土地利用に関する制度には区域区分（いわゆる線引き）や用途地域を始めとする地域地区等があり、これら諸制度の合理的な活用によって、都市の発展動向、特性に応じた土地利用計画を確立していく必要があります。

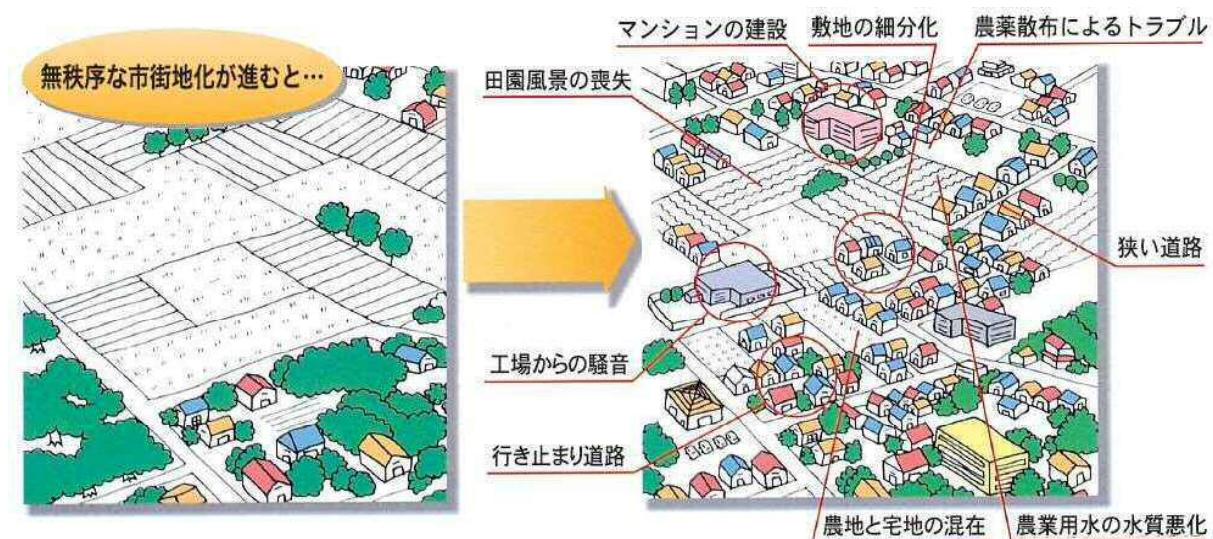
a. 区域区分

昭和30年代後半からの都市への人口・産業の集中によって郊外へ無秩序な宅地開発が進み、公園、道路、下水道が整備されないまちがつくられました。このような恐れのあるまちを、市街地として積極的に整備していく市街化区域と、当分の間市街化を抑制していく市街化調整区域とに分け、秩序あるまちをつくるのが区域区分（線引き）と呼ばれる制度です。

市街化区域では、市街地開発事業や都市施設の整備を優先的に行うほか、民間の開発行為も一定の基準にかなったものは許可されます。

一方、市街化調整区域においては、特定の基準に合致しない開発行為や建築行為は原則として禁止され、都市施設についても市街化を促進する恐れのあるものは原則として整備しないこととされています。

現在、島根県では松江圏都市計画区域で区域区分が適用されています。



b. 地域地区

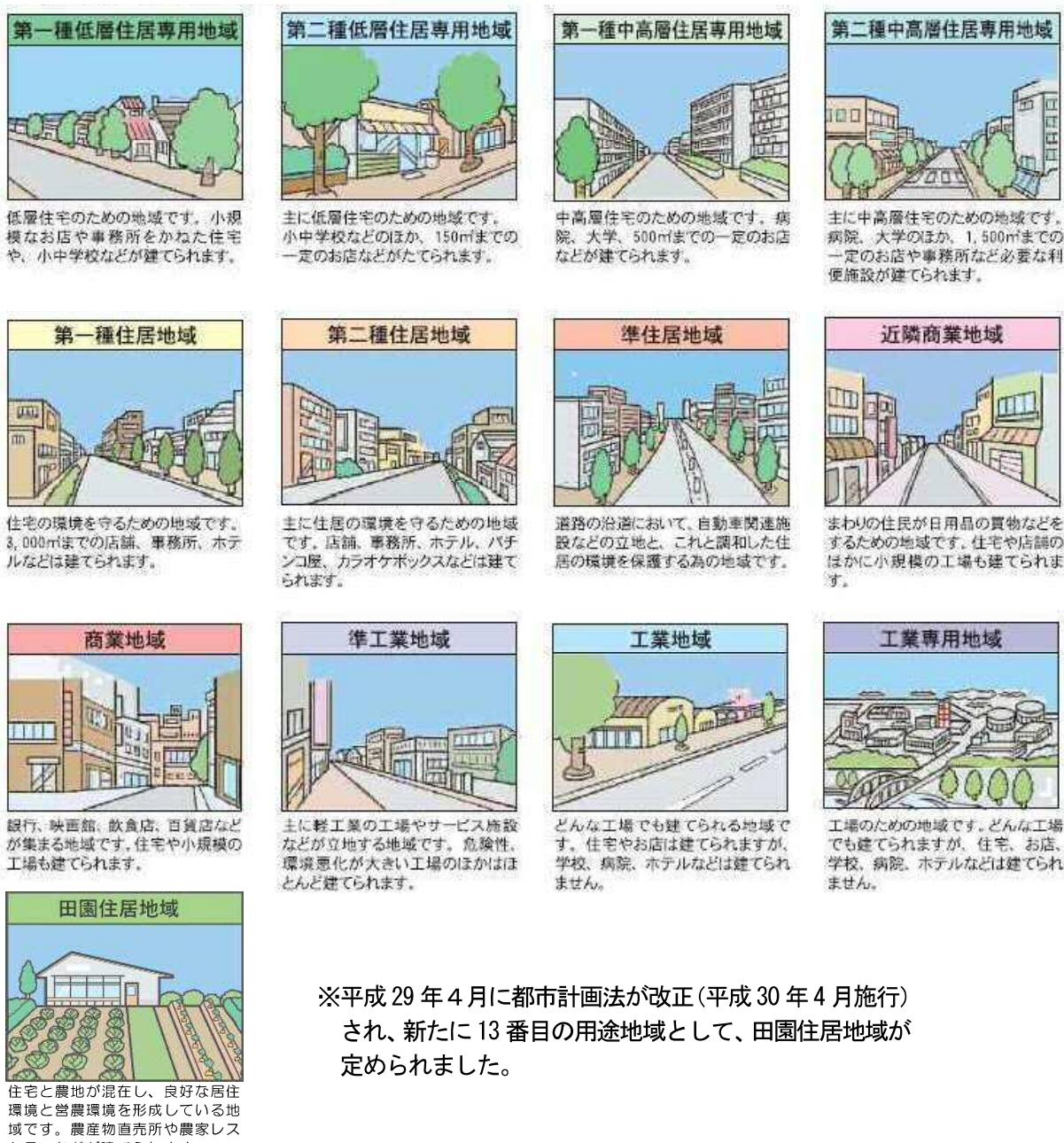
地域地区は、健康で住みやすく効率的な土地利用を実現するため、建築物などについて規制・誘導を行う制度です。土地の特性、土地利用の動向を考え、住環境の保護、商工業等都市機能の維持増進、美観風致の維持、公害の防止等健康で快適かつ能率的な都市環境を形成し、保つために定められます。

(1) 用途地域

用途地域は土地利用の計画の基本となるもので、様々な用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音、悪臭、日照阻害などを防止するため、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定し、良好な生活環境や、適切な都市機能を有する健全な市街地の形成を図ります。

用途地域の種類は大きく住宅系、商業系、工業系があり、細かい建築規制が図れるよう 13 種類の地域があります。

13 種類の用途地域のイメージ



※平成 29 年 4 月に都市計画法が改正(平成 30 年 4 月施行)

され、新たに 13 番目の用途地域として、田園住居地域が定めされました。

用途制限

※すべての制限について掲載したものではありません。

(2) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護を図り、より詳細な土地利用を実現するためのもので、その規制内容は市町村の条例によって定められます。

市町名	種類	面積 (ha)	最終決定 年月日
松江市	観光地区	10	S44. 5. 9
松江市	大規模集客施設制限地区	327	R3. 9. 28
江津市	大規模集客施設制限地区	94	H26. 10. 23
雲南市	大規模集客施設制限地区	100	H27. 12. 22
計		531	



観光地区（松江市）

(3) 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内（市街化調整区域を除く）において、特別用途地区のようにきめ細かな建築規制を定めることで、騒音・振動等の発生により良好な住環境に支障を及ぼす、あるいは良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限するものです。

市町名	面積	最終決定年月日
出雲市	27ha	H21. 1. 26



特定用途制限地域（出雲市）

(4) 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建坪率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

市街地再開発事業や住宅街区整備事業の施行区域においては、この地区的指定が必要です。

市町名	種類	面積 (ha)	最終決定 年月日
松江市	松江駅前地区	2. 1	S57. 4. 12
松江市	殿町地区	0. 4	S57. 4. 12
松江市	南殿町地区	0. 4	H16. 11. 11
松江市	千鳥町ビル周辺地区	0. 7	H24. 3. 23
益田市	益田駅前地区	1. 2	S56. 12. 11
計		4. 8	



高度利用地区（松江市）

(5) 防火・準防火地域

都市の防火対策として、市街地の中心部などで特に土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な区域を指定し、建築基準法により建築材料、構造等を規制して市街地における火災の危険を防止するために定めるものです。

市町名	準防火地域 (ha)	最終決定年月日
松江市	232.5	S49. 8. 1
出雲市	62.0	H8. 4. 22
浜田市	140.0	H8. 4. 22
計	434.5	



準防火地域（出雲市）

(6) 景観地区

景観地区は、市街地の良好な景観の形成を図るために定めるものです。この地区内においては、建築物の形態意匠の制限を定めるとともに、必要に応じて建築物の高さ、壁面の位置等の制限を定めます。

市町名	松江市
地区名	塩見縄手地区
地区面積	2.8ha
最終決定年月日	H27. 8. 25



景観地区（松江市）

(7) 風致地区

風致地区は、都市における樹林地等の良好な自然的景観を維持し、名勝、史跡等を含む区域の環境保全を目的として定めます。この地区内では風致を維持するため、建築物のみならず、その他の工作物や土地の形質の変更などについても規制が行われます

市町名	安来市
地区名	十神山地区
地区面積	20ha
最終決定年月日	S27. 6. 5



十神山地区（安来市）

(8) 駐車場整備地区

駐車場整備地区とは、商業地域、近隣商業地域など自動車交通が多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、建築物の新築又は増築をする場合に駐車施設の設置を義務付けるなど、駐車施設の整備を促進すべき地区として指定するものです。

市町名	松江市
地区面積	305ha
最終決定年月日	H9. 10. 21



駐車場整備地区（松江市）

(9) 臨港地区

臨港地区は、港湾の管理運営上、港湾施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的利用を図るために指定されるものです。臨港地区的分区内においては条例により用途規制を行うことになります。

市町名	港湾名	面積 (ha)	最終決定 年月日
松江市	松江港	25. 8	H18. 12. 26
浜田市	浜田港	53. 0	H16. 8. 6
	三隅港	72. 0	H16. 8. 6
出雲市	河下港	20. 7	H20. 4. 1
	田儀港	1. 8	H25. 3. 15
益田市	益田港	4. 8	H17. 8. 4
大田市	久手港	3. 4	H20. 4. 2
	温泉津港	2. 0	H26. 4. 1
	宅野港	1. 5	H26. 4. 1
安来市	安来港	5. 7	H18. 2. 9
江津市	江津港	25. 4	H19. 2. 26
隱岐の島町	西郷港	15. 1	R4. 4. 8
	汐浜港	2. 1	H17. 8. 2
計		233. 3	



西郷港（隱岐の島町）

(10) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群が周辺の環境と一体をなしている歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を主として外観上認められているその位置、形態、意匠などの特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的として決定するものです。

地区内における建築物などの現状変更については、伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく許可制度により歴史的な風致景観を維持します。

市町名	地区名	面積 (ha)	指定 年月日
大田市	大森銀山	162. 7	H19. 8. 28
	温泉津	35. 8	H26. 4. 1
津和野町	津和野	11. 1	H25. 2. 4
計		209. 6	



大森銀山（大田市）

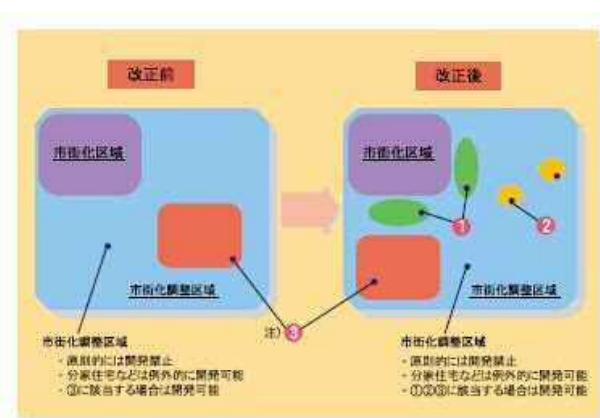
C. 郊外部の土地利用のありかた

(1) 市街化調整区域の土地利用について

区域区分は無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るために非常に有効な制度です。しかし、一方では市街化調整区域の開発が原則禁止とされているため、土地利用に関する私権が大きく制約されています。また、住宅建築や企業立地が規制され地域の発展を阻害している等の弊害も指摘されています。

そのため、島根県では開発許可制度について地域の実情に応じて柔軟な規制が行えるよう開発許可の立地基準の見直しを行いました。

また、地区レベルできめ細かな計画規制を行うことにより良好な住環境の形成と保全を図る「地区計画」制度（P28 参照）の活用により、地区の特性に応じた建築物の建て方や街並みのルールを定めます。



- ①市街化の進行している一定の区域を県の条例（松江市の場合は市の条例）で定め、周辺環境と調和する用途のための開発行為が許容できるようになりました。
- ②これまで開発審査会の議を経て個別に許可されてきた開発行為のうち定型的なものをあらかじめ県の条例（松江市の場合は市の条例）で定めることにより、開発審査会の議を要さずに許可できるようになりました。
- ③市街化調整区域において、地区計画を定めた場合、地区計画の内容に即した開発行為や建築行為は許可の対象になりました。

(2) 白地地域の土地利用について

非線引き都市計画区域の用途地域が定まっていない区域では、建物用途に関連した規制が緩やかであることが原因で、土地利用の混在や建て詰まりなどの問題が生じている箇所も見受けられます。

これらの白地地域において、特定用途制限地域や地区計画の活用や建蔽・容積率の適正化（建蔽率 70%、容積率 200%）を進め、良好な環境の形成や保持を図っていきます。

